



報道機関 各位

記者発表資料
令和元年12月5日(木)
問い合わせ先：防災課
課長：高埜
担当：横田、前岡
電話：829-1126
内線：2355

台風第19号の被災者の皆様へのお知らせ(第8号)

台風第19号の被災者への支援内容について、現在さいたま市で行っている制度等をお知らせします。

詳細は、別添資料をご参照ください。

さいたま市から令和元年 台風第19号の被災者の皆様へのお知らせ

令和元年10月に発生した台風第19号の被災者の皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

さいたま市で行っている支援内容についてお知らせします(12月5日時点)。

なお、修正または追加となった項目については、【修正】【追加】の表示をしておりますので、ご確認ください。

また、内閣府・総務省・法務省、厚生労働省から被災者の皆様へのお知らせがあります。

詳しくは別添1をご確認ください。

減免、支給等には、災害による被害が一時的に多数生じる可能性がある場合等により、申請期限や制限等があります。

また、「対象」や「必要書類」は目安です。

詳しくは、各担当部署へご確認ください。

◆台風第19号に伴う各種支援制度

項目	対象	必要書類等	担当部署
りさい 罹災証明書	暴風、暴雨、洪水等の自然災害に伴い、家屋等に被害を受けた場合で、災害と被害の因果関係が確認できる場合	<input type="checkbox"/> 申請書 <input type="checkbox"/> 被災(浸水)状況の写真 <input type="checkbox"/> 申請に来られた方が申請者本人であることを確認できる書類(運転免許証等) <input type="checkbox"/> 認印	各区役所総務課 防災・総務係 ※大宮区役所・南区役所は 総務課 防災・防犯係
り災証明書 (火災)	火災によって家屋等が被害を受けた場合で、消防が火災と被害の因果関係を確認できる場合	<input type="checkbox"/> 申請書 (本人以外の場合は、委任状が必要となる場合があります。) <input type="checkbox"/> 窓口に来られた方が、申請者本人であることを確認できる書類(運転免許証等)	各消防署 各出張所
日本赤十字社からの救援物資	住居が床上浸水以上又は半焼・半壊以上の被害になった場合	<input type="checkbox"/> 申請書 <input type="checkbox"/> 罹災証明書等被災状況がわかる書類(写し可)	各区役所福祉課 管理係
【修正】 災害見舞金の支給	<ul style="list-style-type: none"> 住居が床上浸水以上又は半焼・半壊以上の被害になった場合 災害により1か月以上の加療を要する重傷を負った場合 	<input type="checkbox"/> 申請書 <input type="checkbox"/> 罹災証明書等被災状況がわかる書類(写し可) <input type="checkbox"/> 認印 <input type="checkbox"/> 申請者(世帯主)の振込口座がわかるもの	
災害弔慰金の支給	災害により死亡した場合	<input type="checkbox"/> 申請書 <input type="checkbox"/> 罹災証明書等被災状況がわかる書類(写し可) <input type="checkbox"/> 埋火葬証明書 <input type="checkbox"/> 認印	

項目	対象	必要書類等	担当部署
<p>【修正】 災害援護資金貸付</p>	<p>災害により①～③の負傷、損害を受けた場合 ①世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね1か月以上の場合 ②家財の3分の1以上が損害した場合 ③住居の半壊又は全壊・流出した場合</p> <p>※所得制限があります。 ※被害状況により貸付限度額が異なります。</p>	<p><input type="checkbox"/>借入申込書 <input type="checkbox"/>罹災証明書 <input type="checkbox"/>市県民税所得・課税証明書など、世帯員全員の直近の所得がわかるもの <input type="checkbox"/>住民票（世帯員全員の記載があるもの） <input type="checkbox"/>その他必要書類 ●申請期限：令和2年1月31日</p>	<p>各区役所福祉課 管理係</p> <p>※必要書類が対象内容により異なりますので、事前にご相談ください。</p>
<p>被災者生活 再建支援金の 給付</p>	<p>さいたま市内に居住の世帯で、お住いの住宅が災害により次のいずれかとなった場合 ①住宅が全壊した場合 ②住宅が半壊し、住宅をやむを得ず解体した場合 ③住宅の敷地に被害が生じ、住宅をやむを得ず解体した場合 ④住宅が大規模半壊した世帯</p>	<p><input type="checkbox"/>申請書 <input type="checkbox"/>住民票（令和元年10月12日時点での住所がわかる世帯全員のもので世帯主・続柄が確認できるもの） <input type="checkbox"/>罹災証明書 <input type="checkbox"/>申請者（世帯主）の振込口座のコピー <input type="checkbox"/>その他必要書類</p>	
<p>【修正】 市営住宅への 緊急仮入居</p>	<p>災害によって住宅が被害を受け、緊急避難が必要となる場合で、住宅に困窮している場合 ※提供できる住宅・戸数には限りがあります。</p>	<p><input type="checkbox"/>申請書 <input type="checkbox"/>住民票(※) <input type="checkbox"/>罹災証明書 <input type="checkbox"/>窓口に来られた方が申請者であることを確認できる書類（運転免許証等） ※手数料が無料となります。罹災証明書を持参の上、区民課、支所、市民の窓口にお越しください。 ●申請期限はありません。</p>	<p>埼玉県住宅供給公社 市町村営住宅課 TEL 829-2878 FAX 825-1822</p> <p>市役所住宅政策課 住宅整備係 TEL 829-1521 FAX 829-1982</p>
<p>【修正】 浸水住宅改良 資金の融資</p>	<p>浸水を防ぐ目的として、次に掲げる工事を行う場合 ・住宅の床面を高くするための工事及びこれに付随する工事 ・改築における土盛り等の基礎工事</p> <p>【融資限度額】 300万円以内</p>	<p><input type="checkbox"/>申請書 <input type="checkbox"/>土地又は住宅が資金の融資を受けようとする方の所有であること <input type="checkbox"/>市税を完納していること <input type="checkbox"/>自己資金のみでは、工事費を一時に負担することが困難であると認められること <input type="checkbox"/>資金の償還及び利子の支払いについて弁済能力を有すること <input type="checkbox"/>確実な連帯保証人があること ●申請期限はありません。</p>	<p>市役所住宅政策課 住宅政策係 TEL 829-1520 FAX 829-1982</p>

項目	対象	必要書類等	担当部署
【修正】 住宅の応急修理	次の①又は②に該当し、一定の条件を満たした場合 ①災害により半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の住家被害を受け自らの資力では応急修理することができない者 ②大規模半壊の住家被害を受けた者	<input type="checkbox"/> 住宅の応急修理申込書 <input type="checkbox"/> 罹災証明書 <input type="checkbox"/> 資力に関する申出書※ ※左欄①の場合に限る [応急修理の期間] 令和元年12月11日までに修理が完了するもの ※ただし、特別な事情がある場合は、これを延長することがあります。	市役所建築行政課 TEL 829-1534 FAX 829-1982
災害復興住宅融資等に関する相談	災害復興住宅融資や機構融資の返済において相談が必要な場合	<input type="checkbox"/> 担当部署へお問合せください	住宅金融支援機構 お客さまコールセンター (災害専用ダイヤル) Tel 0120-086-353
水道料金の減額	台風、集中豪雨等により、居住する家屋が床上浸水による被害を受けた場合	<input type="checkbox"/> 申請書 <input type="checkbox"/> 罹災証明書 <input type="checkbox"/> 認印 ※申請書類の受付のみ	水道局各営業所窓口 各区役所 くらし応援室 くらし支援担当
道路及び家屋周辺の消毒	台風、集中豪雨等により道路冠水等があった場合	<input type="checkbox"/> 被災者からの要請等による	各区役所 くらし応援室 くらし支援担当
下水道使用料の減免	台風、集中豪雨等により、居住する家屋が床上浸水による被害を受け、使用料納付が困難と認められる場合	<input type="checkbox"/> 申請書 <input type="checkbox"/> 罹災証明書 <input type="checkbox"/> 認印 ※申請書類の受付のみ	各区役所区民課 記録係 各支所 ※区民課、支所、市民の窓口での発行に限ります。
住民票等各種証明書の交付手数料の免除	被災を原因とする各種支援制度の手続きに、以下の証明を必要とする場合 ・住民票 ・印鑑登録証明書 等	<input type="checkbox"/> 申請書 <input type="checkbox"/> 罹災証明書又は被災届出受理証 <input type="checkbox"/> 窓口に来られた方が、申請者本人であることを確認できる書類（運転免許証等） ※本人以外の場合は、委任状が必要となる場合があります。	各区役所課税課 市民税係 資産税係 各区役所収納課 ※各区窓口での発行に限ります。
税証明交付手数料の免除	被災を原因とする各種支援制度の手続きに、以下の証明を必要とする場合 ・所得証明書、課税証明書、非課税証明書 ・各種納税証明書 ・公租証明、評価証明、資産証明、名寄帳 ・公図の写し	<input type="checkbox"/> 申請書 <input type="checkbox"/> 罹災証明書又は被災届出受理証 <input type="checkbox"/> 窓口に来られた方が、申請者本人であることを確認できる書類（運転免許証等） ※本人以外の場合は、委任状が必要となる場合があります。	各区役所課税課 市民税係 資産税係 各区役所収納課 ※各区窓口での発行に限ります。

項目	対象	必要書類等	担当部署
【修正】 市民税・県民税 の減免	住宅や家財に受けた損害が 一定の条件を満たした場合 ※発災日以降に納期限が到 来するもの	<input type="checkbox"/> 申請書 <input type="checkbox"/> 罹災証明書 <input type="checkbox"/> 損害額・補てん額を明らかに できる書類 <input type="checkbox"/> 申請に来られた方が申請者 本人であることを確認でき る書類（運転免許証等） <input type="checkbox"/> 認印	各区役所課税課 市民税係
【修正】 固定資産税・都 市計画税の減 免	家屋に受けた損害が、一定の 条件を満たした場合 ※発災日以降に納期限が到 来するもの 償却資産に受けた損害が、一 定の条件を満たした場合 ※発災日以降に納期限が到 来するもの	<input type="checkbox"/> 申請書 <input type="checkbox"/> 罹災証明書 <input type="checkbox"/> 申請に来られた方が申請者 本人であることを確認でき る書類（運転免許証等） <input type="checkbox"/> 認印	各区役所課税課 資産税係 市役所固定資産税課 家屋・償却資産係 TEL 829-1186 FAX 829-1986
【修正】 市税及び国民 健康保険税の 徴収猶予	納税者又は納税義務者がそ の財産について損害を受け、 一時に納付し、又は納入する ことができない場合	<input type="checkbox"/> 申請書 <input type="checkbox"/> 財産収支状況書 <input type="checkbox"/> 預貯金通帳、保険証券、 給与明細書の写し等 <input type="checkbox"/> 罹災証明書若しくは被害を 受けた財産及び被害額・補て ん額等を明らかにできる書 類 <input type="checkbox"/> 窓口に来られた方が申請者 であることを確認できる書 類（運転免許証等） <input type="checkbox"/> 認印 ●申請期限：令和2年10月12日	各区役所収納課 収納係 市役所債権回収課 TEL 829-1196 FAX 829-1964 ※国民健康保険税の担当部 署は債権回収課のみ

各区役所、消防署の連絡先は10ページに記載

項目	対象	必要書類等	担当部署
【修正】 国民健康保険 税の減免	住宅や家財等に受けた損害 が一定の条件を満たした場 合	<input type="checkbox"/> 申請書 <input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> 罹災証明書 <input type="checkbox"/> 身分証明書 <input type="checkbox"/> 認印 おおむね1年以内にご申請く ださい。(年度単位で申請が必 要になります)	各区役所保険年金課 国保係
【修正】 国民健康保険 一部負担金の 免除	住宅に受けた損害が一定の 条件を満たした場合 主たる生計維持者が死亡、 重篤な傷病、行方不明等の 場合	*さいたま市への申請は必要 ありません。医療機関等の窓 口で、住宅の被害状況等をお 伝えください。 ●申請期限：令和2年1月31日	
国民健康保険 一部負担金の 還付	国民健康保険一部負担金の 免除の対象者で、令和元年 10月12日以降に、医療機 関等に一部負担金を支払っ た場合	<input type="checkbox"/> 申請書 <input type="checkbox"/> 領収書 <input type="checkbox"/> 罹災証明書 <input type="checkbox"/> 身分証明書 <input type="checkbox"/> 認印 (主たる生計維持者に係る要 件で免除を受けている場合 は、要件により別途必要書類 がございます。)	
【修正】 国民年金保険 料の免除	住宅や家財等の被害金額が 一定の条件を満たした場合	<input type="checkbox"/> 申請書 <input type="checkbox"/> 罹災証明書 <input type="checkbox"/> 被害額・補てん額を明らかに できる書類 <input type="checkbox"/> 基礎年金番号のわかる書類 (年金手帳等) <input type="checkbox"/> 身分証明書 <input type="checkbox"/> 認印 今回の災害により、免除が承 認される期間は、令和元年9 月分から令和3年6月分ま での期間となります。お早め にお手続きください。	各区役所保険年金課 年金係

項目	対象	必要書類等	担当部署
【修正】 後期高齢者医療保険料の減免	住宅や家財等に受けた損害が一定の条件を満たした場合	<input type="checkbox"/> 申請書 <input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> 罹災証明書 <input type="checkbox"/> 認印 ●申請期限：令和元年10月12日以降、1年間（年度単位で申請が申請が必要になります）	各区役所保険年金課 福祉医療係
【追加】 後期高齢者医療保険一部負担金の免除	住宅に受けた損害が一定の条件を満たした場合 主たる生計維持者が死亡、重篤な傷病、行方不明等の場合	※さいたま市への申請は必要ありません。医療機関等の窓口で、住宅の被害状況等をお伝えください。 ●申請期限：令和2年1月31日	
【追加】 後期高齢者医療保険一部負担金の還付	後期高齢者医療保険一部負担金の免除の対象者で、令和元年10月12日以降に、医療機関等に一部負担金を支払った場合	<input type="checkbox"/> 申請書 <input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> 領収書 <input type="checkbox"/> 罹災証明書 <input type="checkbox"/> 認印 （主たる生計維持者に係る要件で免除を受けている場合は、要件により別途必要書類がございます。） ●申請期限：該当の一部負担金を支払った日の翌日から2年を経過する日まで	
【修正】 介護保険料の減免	住宅に受けた損害が一定の条件を満たした場合 主たる生計維持者が死亡、重篤な傷病、行方不明等の場合	<input type="checkbox"/> 申請書 <input type="checkbox"/> 罹災証明書 <input type="checkbox"/> 窓口に来られた方が、申請者本人であることを確認できる書類（運転免許証等） <input type="checkbox"/> 認印 今回の災害により、減免が承認される期間は、原則、令和元年10月から1年間です。お早めにお手続きください。（年度単位で申請が必要になります）	各区役所高齢介護課 介護保険係
【修正】 介護保険利用者負担の減免	住宅に受けた損害が一定の条件を満たした場合 主たる生計維持者が死亡、重篤な傷病、行方不明等の場合	※さいたま市への申請は必要ありません。介護サービス事業所へ、住宅の被害状況等をお伝えください。 ●申請期限：令和2年1月31日	

各区役所、消防署の連絡先は10ページに記載

項目	対象	必要書類等	担当部署
【追加】 介護保険利用者負担の還付	介護保険利用者負担の減免の対象者で、令和元年10月12日以降に、介護サービス事業所に利用者負担を支払った場合	<input type="checkbox"/> 申請書 <input type="checkbox"/> 被保険者証 <input type="checkbox"/> 領収書 <input type="checkbox"/> 罹災証明書 <input type="checkbox"/> 窓口に来られた方が、申請者本人であることを確認できる書類（運転免許証等） <input type="checkbox"/> 認印 （主たる生計維持者に係る要件で減免を受けている場合は、要件により別途必要書類がございます。）	各区役所高齢介護課 介護保険係
特定教育・保育施設等利用者負担額（保育料）の減免 放課後児童クラブ指導料の減免	児童の属する世帯が居住する家屋等が災害により、次の①～③の損害を受けた場合 ①床上浸水以上 ②全焼、全壊 ③半焼、半壊	<input type="checkbox"/> 申請書 <input type="checkbox"/> 罹災証明書 <input type="checkbox"/> 認印	各区役所支援課 児童福祉係
障害福祉サービス等の利用者負担額の減免	住宅や家財等に受けた損害が一定の条件を満たした場合	<input type="checkbox"/> 申請書 <input type="checkbox"/> 罹災証明書 <input type="checkbox"/> 認印	各区役所支援課 障害福祉係
障害児通所支援の利用者負担額の減免			※自立支援医療のうち、育成医療については各区役所保健センター又は保健所疾病予防対策課
自立支援医療等の自己負担額の減免			

各区役所、消防署の連絡先は10ページに記載

項目	対象	必要書類等	担当部署
【修正】 一般廃棄物処理手数料(家庭ごみに限る)の減免	台風等の局所被害によって生じた枝木をごみ処理施設に搬入する場合	<input type="checkbox"/> 申請書 <input type="checkbox"/> 罹災証明書又は被災届出受理証 ●申請期限:令和元年12月14日	西部環境センター (西区大字宝来 52-1) TEL 623-4100 FAX 622-5353
	災害によって生じた家庭ごみを直接ごみ処理施設に搬入する場合	<input type="checkbox"/> 申請書 <input type="checkbox"/> 罹災証明書又は被災届出受理証 <input type="checkbox"/> 認印 ●申請期限:令和元年12月14日	東部環境センター (見沼区大字膝子 626-1) TEL 684-3802 FAX 686-0466 クリーンセンター大崎 (緑区大崎 317) TEL 878-0989 FAX 878-0959 桜環境センター (桜区新開 4-2-1) TEL 710-6010 FAX 838-5310 ※お近くのセンターへお問い合わせください。
【修正】 ・経営・金融特別相談窓口の開設 ・さいたま市中小企業融資制度の利用	市内中小企業・小規模事業者で、経営全般・資金繰り等において相談が必要な場合	<input type="checkbox"/> 担当部署へお問合せください ・さいたま市中小企業融資制度は、申込期限や融資要件が資金メニューによって異なるため、詳細については担当部署へお問い合わせください。	公益財団法人 さいたま市産業創造財団 TEL 851-6652(経営全般) TEL 851-6391(資金繰り) FAX 851-6653
【修正】 母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還金の支払猶予	災害により、母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になったと認められる場合	<input type="checkbox"/> 申請書 <input type="checkbox"/> 罹災証明書 <input type="checkbox"/> 認印 ●申請期限:支払期日まで	ひとり親家庭就業・自立支援センター(子育て支援政策課内) TEL 829-1948 FAX 829-1960

各区役所、消防署の連絡先は10ページに記載

項目	対象	必要書類等	担当部署
【修正】 教科書・教材・ 学用品の支給	住家の被害（全壊、流失、半壊又は床上浸水、もしくは全焼、半焼）により、教科書・教材・学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小・中・中等教育学校・特別支援学校・高等学校・専修学校・各種学校の児童生徒	<input type="checkbox"/> 申請書 <input type="checkbox"/> 罹災証明書（写し可） ●申請期限：令和元年12月3日 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">受付終了</div>	教育委員会 学事課 TEL 829-1647 FAX 829-1990
就学援助制度 （学用品の購入や給食費等の援助）	本市にお住まいで、経済的理由により就学困難（罹災により経済的に就学困難となった場合を含む）と認められる小・中・義務教育学校・中等教育学校（前期課程）の児童生徒の保護者	<input type="checkbox"/> 担当部署へお問い合わせください。	教育委員会 学事課 TEL 829-1647 FAX 829-1990
【追加】 稲わらの撤去	稲わらがほ場に堆積した農家	<input type="checkbox"/> 担当部署へお問い合わせください。	市役所農業政策課 TEL 829-1378 FAX 829-1944

令和元年12月5日 9:00時点 (第8号)

発行：さいたま市役所

【各区役所の代表電話番号】 ※FAXは区総務課

西区 : 622-1111 【FAX】 620-2760	北区 : 653-1111 【FAX】 669-6160	大宮区 : 657-0111 【FAX】 646-3160	見沼区 : 687-1111 【FAX】 681-6160
中央区 : 856-1111 【FAX】 840-6160	桜区 : 858-1111 【FAX】 856-6270	浦和区 : 825-1111 【FAX】 829-6233	南区 : 838-1111 【FAX】 844-7270
緑区 : 874-1111 【FAX】 712-1270	岩槻区 : 790-0111 【FAX】 790-0260		

【各区の消防署 代表電話番号】 ※各出張所の連絡先につきましては、各区の消防署にお問い合わせください。

西区 西消防署 : 623-1199 【FAX】 625-2818	北区 北消防署 : 654-3456 【FAX】 654-3455	大宮区 大宮消防署 : 648-6505 【FAX】 648-9987
見沼区 見沼消防署 : 681-0119 【FAX】 681-0120	中央区 中央消防署 : 852-9119 【FAX】 857-8473	桜区 桜消防署 : 836-0119 【FAX】 836-0139
浦和区 浦和消防署 : 833-1319 【FAX】 833-1233	南区 南消防署 : 861-0119 【FAX】 861-1954	緑区 緑消防署 : 873-0119 【FAX】 875-1869
岩槻区 岩槻消防署 : 797-0119 【FAX】 798-0789		

被災者のみなさまへ

令和元年10月18日
内閣府・総務省・法務省

ご存知ですか？

- ★運転免許のような許認可等の存続期間（有効期間）が延長されます
- ★各種届出などの法令上の義務を履行できない場合の免責期限が設定されます（処分や刑罰を受けません）
- ★法人に係る破産手続開始の決定が留保されます
- ★相続放棄等の熟慮期間が延長されます
- ★民事調停の申立手数料が免除されます

※ 令和元年台風第19号による災害が**特定非常災害**に指定されることにより、特定非常災害特別措置法に基づき、これらの措置が講じられます。

① 運転免許のような許認可等について、存続期間（有効期間）が最長で令和2年3月31日（火）まで延長されます。

◎令和元年10月10日（木）以後に満了する許認可等が対象です。

◎対象となる具体的な許認可等、対象地域、延長後の満了日は、**今後、各府省の告示で定められます。**

告示で定められた許認可等の内容や相談窓口については、
総務省特設ページ (http://www.soumu.go.jp/r01_taifudai19gokanrenjoho/hisai.html)
などで、随時更新し、お知らせしていきます。

◎なお、告示のない許認可等や告示に指定された地域以外の方などについても、申出により、満了日の延長が認められる場合があります。

総務省
特設ページ**② 事業報告書の提出、薬局の休廃止等の届出などの法令上の義務を履行できない場合の免責期限が設定されます（令和2年1月31日（金）までに履行すれば、処分や刑罰を受けません。）**

法令に基づく**届出などの義務**が、本来の期限までに履行できなかった場合であっても、それが**特定非常災害**によるものであることが認められた場合には、**令和2年1月31日（金）までに履行すれば**、行政上及び刑事上の責任を問われません。

※ 詳細については、法令に基づく届出等の担当窓口にご相談ください。

③ 法人に係る破産手続開始の決定の留保

破産手続開始の申立ては、債務者自らがする場合のほか、債権者もすることができます。

しかし、台風第19号の影響を受けて債務超過に陥った法人に対しては、債権者から破産手続開始の申立てをされたとしても、

(1)法人が清算中である場合 または (2)法人が支払不能である場合

を除き、**令和3年10月9日(土)までの間**、裁判所による**破産手続開始の決定はされません**。

④ 相続放棄等の熟慮期間の延長

台風第19号に際し災害救助法が適用された市区町村に住所を有していた相続人の方々を対象に、「相続の承認又は放棄」の熟慮期間(令和元年10月10日以後に満了するもの)が**令和2年5月29日(金)まで延長**されます。

⑤ 民事調停の申立手数料の免除

台風第19号に際し災害救助法が適用された市区町村に住所、居所、営業所又は事務所を有していた方が、**令和元年10月10日(木)から令和4年9月30日(金)まで**に、台風第19号による災害に起因する民事に関する紛争について裁判所に民事調停の申立てをする場合には、**手数料の納付が免除**されます。

◎詳細については、最寄りの裁判所にお尋ねください。

〔関連リンク〕

◎裁判所ウェブサイト

民事調停手続

http://www.courts.go.jp/saiban/syurui_minzi/minzi_04_02_10/index.html

各地の裁判所一覧

<http://www.courts.go.jp/map.html>

参考情報：日本司法支援センター（法テラス）の支援について

法テラスでは、法的問題について、解決に役立つ法制度や各種手続、相談窓口等の情報を提供しています。

被災者の方を対象とした無料法律相談も行っていますので、詳しくは下記にお問い合わせください。

おなやみレスキュー

被災者専用フリーダイヤル 0120-078309

受付時間：平日 9:00～21:00

土曜日 9:00～17:00（祝日・年末年始を除く）

お問い合わせ先

弁護士会では、各地にある相談センター等において各種相談を受け付けておりますので、お気軽にお問い合わせください。

○岩手弁護士会
019-623-5005
受付時間
平日 9時～17時

○群馬弁護士会
027-234-9321
受付時間
平日 9時～12時
13時～17時

○新潟県弁護士会
025-222-5533
受付時間
平日 9時～17時

○仙台弁護士会
022-265-5286
受付時間
平日10時～16時
実施期間
2019年11月下旬頃まで

○埼玉弁護士会
048-710-5666
受付時間
平日 9時～17時
土曜 9時30分～11時30分

○山梨県弁護士会
055-235-7202
受付時間
平日 9時30分～17時

○福島県弁護士会
024-534-1211 (福島)
024-925-6511 (郡山)
0246-25-0455 (いわき)
受付時間
平日14時～16時
実施期間
2020年3月31日まで

○千葉県弁護士会
043-222-2260
受付時間(※指定日のみ)
平日10時30分～12時30分
15時30分～17時30分

○長野県弁護士会
026-232-2777
受付時間
平日 9時～17時

○茨城県弁護士会
029-232-1227
受付時間
平日13時～15時
実施期間
2019年11月29日まで

○東京弁護士会
第一東京弁護士会
第二東京弁護士会
03-3581-2233
受付時間
平日10時～16時
土曜12時～16時
実施期間
2019年12月下旬頃まで

○静岡県弁護士会
054-252-0008 (静岡)
053-455-3009 (浜松)
055-931-1848 (沼津)
受付時間
平日 9時～12時
13時～17時

○栃木県弁護士会
028-614-3550
受付時間
平日(火～金) 13時～16時
実施期間
2019年12月27日まで

○神奈川県弁護士会
045-211-7711
受付時間
平日10時～12時
13時～16時

※実施期間の記載がないものは期間未定又は常設です。
※受付時間・実施期間は変更になることがあります。
上記電話番号につながらない場合は当該弁護士会にお問い合わせください。

【本件担当】
内閣府政策統括官(防災担当)付
参事官(被災者行政担当)付
TEL 03-5253-2111

令和元年台風第19号の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても

医療機関等を受診できます



- **災害救助法の適用市町村の住民の方**で、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する都県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

(令和2年1月末まで)

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

[埼玉県]

さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、深谷市、上尾市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町、美里町、神川町、上里町、寄居町、埼玉県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会

(※)国保のみ

(上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。)

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、都県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

- 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

- **この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。**